

議事概要

令和4年度 第1回 環境審議会

1. 日 時：令和4年6月14日（火）13時30分～15時40分
2. 場 所：徳山保健センター 1階 健診ホール
3. 出席者：委員23名、オブザーバー2名、傍聴者3名、説明者6名（パシフィコ・エナジー株式会社及びアジア航測株式会社）、事務局7名
4. 配付資料

資料1. 次第

資料2. 環境審議会委員名簿

資料3. 配席図

資料4. 周南市環境審議会条例

資料5. 会社概要及び事業概要等（一部非公表データを含む）

資料6. パネル下の流出係数について

資料7. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 計画段階環境配慮書

資料8. (仮称)周南市長穂太陽光発電事業 計画段階環境配慮書 要約書

資料9. 環境影響評価制度の概要

資料10. 意見（案）

※資料7及び資料8については、令和4年6月1日より7月1日まで別途公告されている縦覧箇所及びパシフィコ・エナジー株式会社ホームページで公開されており、著作権者の意向により委員及び事務局を除く出席者へは会議中に貸出という形式をとりました。

5. 内容

事務局より、会議は、環境審議会委員35名中23名の出席があり、会議の開催定数である過半数に達していることを報告。

- (1) 諮問事項：パシフィコ・エナジー徳山合同会社
(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について

配付資料である資料5及び資料7をもとに、パシフィコ・エナジー株式会社及びアジア航測株式会社が説明を行い、その後質疑を受けた。

委員A：地元説明会をされているか。どこの自治会か、対象は何人か、どのような意見が出たか。

説明者：計画段階環境配慮書での地元説明会は義務ではないが、山口県環境政策課のご指導により、5月に近隣自治会長、広域連合自治会の会長及び副会長等へ訪問説明を行った。計画初期段階で大きな反対意見はなく、工事開始前に説明がほしいことや、ゴルフ場に架かる門前橋が古く大型車両通行による注意事項等のご意見があった。

委員A：元受工事会社、保守メンテ会社が検討中ということであったが、市内地元業者優先の考え方はないか。整備した後の草刈りなど、全体の雇用の創出はどれくらいと見積もっているか。

説明者：元受工事会社について、できるだけ地元と考えているが、総事業100億円程度であり事業融資を受けていることから、工事会社の資本金や、バランスシート等のハードルがあり、東洋エンジニアリングや日揮等のプラント会社に発注するケースが多い。下請けの電気工事などは、地元の方が人出しについてコストメリットがあるため、1次、2次、3次は地元工事会社をお願いしている。草刈りについては年間100haの作業があり、一部地元をお願いすることもあったが、保守管理として電気主任技術者が兼務することが多い。地元採用といったところも前向きに検討していきたい。規模としては、同規模である赤穂発電所の工事中の就業人累計実績約13万人、工事中の雇用創出数ピーク就業者実績655名程度と見込んでいる。

委員B：資料7の154ページについて、工事中の排水対策をどのように考えているのか。工事中の濁水対策はしっかりお願いしたい。また、耐用年数が経過した太陽光パネルは、産業廃棄物として処分するのか、リサイクルするのか教えていただきたい。

説明者：パネルの耐用年数は30年程度で、数%が故障し補完していく。廃棄については、FIP制度で20年廃棄費用を積み立てて確実に撤去できる仕組みがあり、さらにプロジェクトファイナンスであり銀行審査に確実な撤去費用の確保を確認されている。濁水について、建設中発生した事例が、豊田発電所と播州発電所である。豊田は森林開発で、播州はゴルフ場開発である。完工後は、土砂の流出は経験していない。資料6の2ページに図示しているような沈砂柵を作り、表面水の砂を沈降させ、上澄みを流す。現地木材で境界に板柵を張り巡らし、土砂が出ないようにする。土嚢を水路に置き、流速を遅らせ、沈砂効果を上げる。まったく流出しないということは無理で、極力このような工夫で濁水を出さないよう考えている。播州メガソーラーでは昨年6月25日建設工事中にゲリラ豪雨が発生し、周辺及び当施設から濁水発生した。豊田メガソーラーは山林から切り盛りがあり、真砂土で盛土が崩れた。今回はこのような失敗をしないよう濁水対策を検討していきたい。

委員C：耐用年数が経過した後に、太陽光パネルを撤去したあとの土地の管理の想定は。合同会社は発電所をつくって、管理会社に管理を委託し、撤去したあとどうなるのか。

説明者：土地所有者の土地を借りているのが98%にあたるので、建設期間を含め2057年まで事業を行い、事業終了後は防災機能を残し、現状復旧する。設備もなく土地の所有権もない状態となる。現地は原野になり、固定資産的には雑種地である。その後について土地所有者とは何も決めていないが、

数%は自社保有地であり自社で管理していく。合同会社は発電事業を発注し、保守を委託する。パシフィコ・エナジー株式会社は建築工事の監理と資産管理を行う。

委員C：再生可能エネルギーの将来を見通したい。持続可能と言っているが、30年足ったら撤去であれば、持続可能なのか。土地所有者と再契約などの考えは。

説明者：F I P 20年+10年の事業計画であるが、有効な土地であり、30年経ったときの情勢がどうか。再エネの需要あれば、また30年、架台などを再利用し、パネル交換をして発電事業を継続することもあり得ると思う。

委員D：資料5の20ページの土地利用計画図、パネル配置計画が、配慮書にはないのだが。

説明者：検討範囲を囲んでおり、森林法等の規制を避けており、方法書以降で精査していく。現地点の参考で載せている（非公表データ）。

委員D：資料7の146ページで、影響評価対象外をみると、詳細が決定していないため、計画段階は遺書事項として選定しないとあるが、今後の環境影響評価方法書などで評価するのか。

説明者：ご指摘の通り144ページで、工事の実施に関することは、詳細が決定していないため、このあとの環境影響評価方法書以降で整理していく。

委員D：水環境の評価では、水の濁りしかみられないが。資料7の154ページで、下流河川に対する水の増加量は1%未満とあるが。

説明者：錦川への流量計算を行っている。流出係数について、ゴルフ場は0.8を適用し、太陽光パネルを設置した場合は、林地開発の許可基準では0.9から1.0を適用するとなっている。太陽光パネル下や周囲には植生があり、実際の流出係数はほとんど変化がないと判断している。仮に0.95で計算すると増加は1%未満である。

事務局より、資料10意見（案）に本会議意見を追加修正した上で、会長一任により答申としたい旨を提案し、委員の了承を確認し、会議を終えた。